

湖南圏域 2025 年医療福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 団塊世代が 75 歳を迎える 2025 年を見据え、高齢者のみならず、生涯にわたる全ての人に対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、湖南圏域の保健医療福祉関係者が分野を超えた様々な関係機関・団体との連携による人的ネットワークを形成し、自助・互助・共助・公助を組み合わせながら協働して取り組みを進めることにより、南部地域医療福祉ビジョン（以下「ビジョン」という。）に掲げる「一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域」づくりを推進することを目的として、湖南圏域 2025 年医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、湖南圏域における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成 30 年 3 月にとりまとめられた「南部地域医療福祉ビジョン」の中間評価の視点を取り入れること、また湖南圏域地域医療構想調整会議と協議を一体化させることとし、次の事項について協議するものとする。

- (1) 圏域 4 市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みへの協力に関すること。
- (2) 病床の機能分化・連携に向けた取組に関すること。
- (3) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関すること。
- (4) 湖南圏域における医療福祉関係者の人的ネットワークの形成に関すること。
- (5) その他、協議会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体機関から推薦された者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

2 協議会には、必要に応じて委員以外の者も含めたワーキングチームを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委員の就任日から翌々年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期中に委員の交代があった場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長、副会長各1名を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(経費)

第7条 協議会の運営に係る経費は、各構成機関・団体の資源および県の「地域包括ケアを推進するための予算」を有効的に活用して執行する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成27年1月9日施行「南部地域2025年医療福祉推進体制構築協議会設置要綱」は廃止し、その業務は本協議会が継承する。

別 表（第3条関係）

湖南圏域2025年医療福祉推進協議会委員推薦団体

一般社団法人 草津栗東医師会
一般社団法人 守山野洲医師会
一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会
一般社団法人 びわこ薬剤師会
守山野洲薬剤師会
公益社団法人 滋賀県看護協会 第2地区支部
医療法人 徳洲会 近江草津徳洲会病院
社会医療法人 誠光会 草津総合病院
滋賀県立精神医療センター
社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター草津
医療法人真心会 南草津野村病院
医療法人 芙蓉会 南草津病院
滋賀県立小児保健医療センター
滋賀県立総合病院
社会福祉法人 恩賜財団 済生会守山市民病院
社会福祉法人 恩賜財団 済生会滋賀県病院
医療法人周行会 湖南病院
社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター野洲
特定医療法人社団 御上会 野洲病院
滋賀県保険者協議会（フジテック健康保険組合）
滋賀県保険者協議会（全国健康保険協会滋賀支部）
滋賀県南部介護サービス事業者協議会
湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会
滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会 第2地区支部
健康推進員連絡協議会
草津市
守山市
栗東市
野洲市
滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）